

自転車等駐車場の台数算定表

1 施設の用途別床面積

	小売店舗	銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く)	ぱちんこ屋	備考
新築又は増築部分の対象床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	規則第2条に規定する部分の合計面積
既設部分の対象床面積(1)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	既設部分のうち規則第2条に規定する部分の合計面積(条例第5条かつこ書の部分及び既設対象床面積(2)の部分を除く。)
計	① m <sup>2</sup>	② m <sup>2</sup>	③ m <sup>2</sup>	④ m <sup>2</sup>	
既設対象床面積(2)	⑤ m <sup>2</sup>				既設部分のうち条例第9条第3項又は第4項の適用を受けた部分
対象外床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	条例第5条かつこ書の部分及び規則第2条に規定する部分以外の部分
合計					

2 設置義務台数算定

用途別の設置台数	小売店舗 (駐車場整備地区内)	① m <sup>2</sup> ÷ 145 =	(a) 台	(条例第9条第3項又は第4項の適用を受けることとなる場合を含む。)
	小売店舗 (上記以外の指定区域)	① m <sup>2</sup> ÷ 45 =	(b) 台	(条例第9条第3項又は第4項の適用を受けることとなる場合を除く。)
	銀行等 (駐車場整備地区内)	② m <sup>2</sup> ÷ 70 =	(c) 台	
	遊技場等(ぱちんこ屋を除く。) (全指定区域)	③ m <sup>2</sup> ÷ 140 =	(d) 台	
	ぱちんこ屋 (全指定区域)	④ m <sup>2</sup> ÷ 30 =	(e) 台	
(上記の計算は小数点以下第4位を切捨て)				
設置台数	$\boxed{(a) \text{ 又は } (b)} \text{ 台} + \boxed{(c)} \text{ 台} + \boxed{(d)} \text{ 台} + \boxed{(e)} \text{ 台} = \boxed{(f)} \text{ 台} \geq 20 \text{ 台}$ の場合 設置必要 $\text{1台未満の端数切上げ} \rightarrow \boxed{(F)} \text{ 台}$			
緩和後の増築を受けた	(既設部分に条例第9条第3項又は第4項の適用を受けた部分を有する小売店舗の増築を行う場合) 小売店舗 $\boxed{(a) \text{ 又は } (b)} \text{ 台} + \boxed{⑤} \text{ m}^2 \div 145 = \boxed{(g)} \text{ 台}$ (上記の計算は小数点以下第4位を切捨て) ※(2)の設置台数の算定に当たっては「(a)又は(b)」を「(g)」と読み替える。			
規模別台数	自転車	$\boxed{(F)} \text{ 台} \times 9/10 =$	$\boxed{\phantom{000}} \text{ 台}$	$\text{1台未満の端数切上げ} \rightarrow \boxed{(H)} \text{ 台}$
	原動機付自転車	$\boxed{(F)} \text{ 台} - \boxed{(H)} \text{ 台} =$	$\boxed{\phantom{000}} \text{ 台}$	$\boxed{(I)} \text{ 台}$

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。